秘　密　保　持　契　約　書（案）

　国立大学法人東京医科歯科大学（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）とは、　　　　　　　○○○○○○○○の検討（以下「本検討」という。）にあたり、相手方から提供される職務上知り得るべき秘密及びノウハウ（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関し、次の通り契約を締結し、契約締結日より有効とする。

（秘密保持）

第１条　甲及び乙は、相手方の秘密情報の一切につき、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

２　甲及び乙は、本検討に従事する者以外に相手方の秘密情報を取扱わせてはならない。

３　甲及び乙は、秘密情報を取扱う者に対し、その在職中及び退職後においても、秘密情報を秘密に保持するよう義務づけるものとする。

４　ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

　（１）　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

　（２）　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

　（３）　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

　（４）　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

　（５）　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

1. 書面により事前に相手方の同意を得たもの
2. 法令･規制などにより開示を強制されたもの。但し、甲又は乙は当該開示に先立ち相手方に対し速やかに通知を行う。この場合においても、なお一般に公知となっていない部分について甲又は乙は引き続き秘密保持義務を負う。

（目的以外使用の禁止）

第２条　甲及び乙は、相手方の秘密情報を本検討遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写・複製の禁止）

第３条　甲及び乙は、相手方から提供された文書図面等を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなしに、本検討遂行以外の目的で複写し、又は複製することはできない。

（発明等の取扱い）

第４条　甲及び乙は、本検討に関し、発明等の特許、実用新案、商標等の登録等、知的財産権の対象となる成果が生じた場合は、相手方に通知し、その扱いについて、協議決定するものとする。

（返還）

第５条　甲及び乙は、本検討が終了し、相手方が希望したときは、相手方の秘密情報の含まれている全ての物件を直ちに相手方に返還又は廃棄するものとする。

（非保証）

第６条　甲及び乙は、秘密情報の開示が、「現状有姿」でなされ、明示か黙示かを問わず、正確性、完全性等、何らの保証もないことを認める。

２　甲及び乙は、相手方が自己の秘密情報を使用して生じた事柄につき、いかなる責任も負わない。

（権利の非移転・非許諾）

第７条　甲及び乙は、本契約によって、秘密情報にかかる知的財産権につき、譲渡若しくは移転、又はライセンスという効果が生じることはないことを認識し、これに合意する。

（契約期間）

第８条　本契約上の甲、乙の義務は、本契約締結日より３年間有効とする。但し、甲乙間の協議によりこれを延長することができる。

（損害賠償）

第９条　甲及び乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して損害賠償の責を負う。

（準拠法・合意管轄）

第１０条　本契約は日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管するものとする。ただし、本書において、電子契約により締結した場合、電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（甲）　東京都文京区湯島一丁目５番４５号

　　 国立大学法人東京医科歯科大学

学長　 田中　雄二郎　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印